

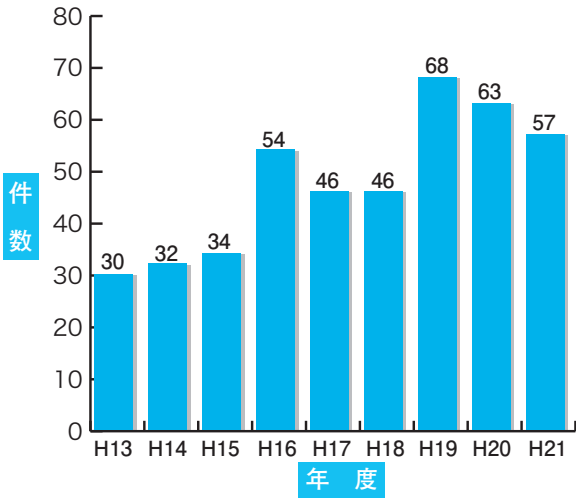


# 危険なブロック塀を 撤去しましょう

土中に基礎がなかったり鉄筋が入っていない  
かったりするブロック塀や、積み重ねただけ  
の石塀などは、地震時に倒れる可能性があり、  
道路をふさいでしまったり、通行人などを負  
傷させてしまったりと非常に危険です。

最近では、昨年8月に起きた駿河湾を震源  
とする地震の際、市内でも石塀などの被害が  
報告されています。このような、危険と思わ  
れるブロック塀などを撤去し、安全な生け垣  
やネットフェンスなどにしていきましょう。  
なお、市はブロック塀や石塀を撤去する費  
用の一部を補助しています。ご活用ください。

富士市のブロック塀撤去の補助金活用件数



▲駿河湾を震源とする地震（平成21年8月11日）によるブロック塀の倒壊

## ■補助金額の概要

工事費（撤去費用）と、塀の長さ1メートルにつき8900円をかけた金額を比べて、少ない方の2分の1を補助します（上限10万円）。

※補助金の交付を受けるには、撤去する前に申請が必要です。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

## 問い合わせ 建築指導課

☎(55)26033

FAX(53)2773

✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

# 10月1日から、こども医療費助成制度の 助成対象年齢が**中学3年生**までに拡大！

中学1～3年生の子どもがいる家庭で、まだ手続きが済んでいない人は、申請書（7月下旬に送付済み）を、至急、子育て支援課へ提出してください（郵送も可）。

## ～ 制度の内容と改正点 ～

		改正前	改正後
対象年齢		0歳～小学6年生修了前 (12歳到達後最初の3月31日まで)	0歳～中学3年生修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)
自己負担金	通院	1回 500円 ※500円未満の場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担。5回目以降は自己負担金なし。	
	入院	1日 500円	
※処方せんの交付により薬局で薬を購入した場合は、薬局での自己負担金はありません。 ※ただし、保険診療外の費用（健診・個室・食事療養費・容器・文書料など）は自己負担。			

※中学1～3年生については、9月30日(木)までの診療は助成対象となりません。

※既に申請手続きが済んでいる人には、9月末までに「こども医療費受給者証」を郵送します。